

令和4年度第1回特別職報酬等審議会 議事録要旨

開催日 令和5年2月7日(火)  
午後1時30分から午後3時45分  
場 所 上牧町役場 2階 第2会議室

審議会委員(全6名)

事務局(全6名)

町長 総務部長  
事務局(秘書人事課)4名

午後1時30分 開会

1. 委嘱状の交付

町長から、委員6名に委嘱状の交付を行いました。

2. 町長挨拶

特別職等の報酬についてご議論をいただくわけですが、いまこのような状況の中で、なかなか賃金が上がらない、国の方でも経済界に対して賃金の引き上げを求めているという状況ですが、企業についても大きな差が出ておりますので、大企業中心のもの考え方、これもなかなか難しいところがあるのかなという風に思います

多くは中小企業でございますので、なかなか利益が反映されていないというような形も当然あるわけでございますので、そんな中での議論をいただくということになります

上げることが適当なのか、据え置くことが適当なのか、引き下げることが適当なのか、そういうことについても十分皆さん方お考えを示していただきまして、ご議論をして答申をしていただければという風に考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なにも上げること、下げること、ということだけが役割ではございませんので、いろんな意見を、今後にもかかわってくることでございますので、いろんな

議論をしていただくことが大事なのではないのかなというふうに考えておりますので、その点も併せてお願いをしてご挨拶にさせていただきます。

### 3. 委員紹介

各委員から自己紹介を兼ねて挨拶がありました。

### 4. 事務局紹介

事務局（町）の出席者を紹介しました。町長、総務部長及び秘書人事課員4名が出席しました。

### 5. 会長選出（挨拶）

会長の選出については、上牧町特別職報酬等審議会条例の規定により委員の互選で決定するが、事務局案の提示が求められました。事務局からは、会長に元市役所職員であり、前回の上牧町特別報酬等審議会委員の経験を有する公募住民として選出された青木弘詞氏を推薦したところ、全員から承認されました。

### 6. 職務代理者の指定

会長職務代理者の選出について、上牧町特別職報酬等審議会規則の規定により会長の指名で決定しますが、町内の各種団体である岩井進氏を指名し、全員から承認されました。

### 7. 町長の諮問

町長から青木会長へ諮問書が手渡されました。諮問事項の内容は、「町長、副町長、教育長（特別職職員）に対する給料の額に関する事項」、「議員に対する議員報酬の額に関する事項」です。

#### 《会長あいさつ》

ただいま事務局からの提案によりまして皆様に互選をいただき、本委員会の会長に選任されました青木でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

事務局説明

#### (1) 今後の日程

今後の日程は、本日を含めまして2～3回の審議で結論を出していただき、町長に答申という流れでお願いいたします。

可能であれば2月中に第2回目の審議会、必要があれば3月中に第3回を開催し、答申案を作成のうえ皆さまにご確認いただき、答申という形で町長にお渡し願いたいと考えています。

#### (2) 審議会の運営方法の説明

会長からの提案のとおり上牧町まちづくり基本条例の基本原則に定める情報の共有のため審議会の会議は、原則公開とし、会議録は、要旨を記載し、HPで公開することを確認しました。

### 9. 議題

#### (1) 事務局による資料の説明

今回、資料1から13まで用意しましたので、資料1から順次を説明しました。資料については、途中で1回と説明終了後に、質疑応答していただく形式となりました。

#### 【資料1】上牧町特別職報酬等審議会委員名簿

委員名簿です。本日委嘱をさせていただいたものです。

#### 【資料2】上牧町特別職報酬等審議会規則

当審議会の規則であり、上牧町の附属機関設置条例に基づいた審議会ということ、審議会委員である皆様は、上牧町の非常勤特別職という位置づけとなっております。

#### 【資料3】上牧町議会基本条例

第19条第2項の規定で議員報酬の改正にあたっては、当審議会委員の意見や、財政改革の視点、町政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、町民の意見を十分に反映して決定するとされています。

#### 【資料4】特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する事を規定しています。

#### 【資料5】

上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例で、議員の報酬や期末手当、旅費などを規定しています。

#### 【資料6】上牧町報酬等審議会開催状況

資料6は上牧町報酬等審議会開催状況になり、時系列に開催状況をまとめたものです。直近の開催としましては、令和元年度に報酬等審議会を開催しました。このときは特別職・議会議員とも改定しないで据置きする答申となっております。

#### 【資料7】財政健全化による人件費削減状況

資料7は財政健全化による人件費削減状況を記載したものです。いくつかの要因が重なり町の財政は悪化し、歳出を抑制するため人件費を削減することとなりました。人件費削減の内容としましては、資料に記載のとおり、特別職（町長、副町長、教育長）については、平成17年4月から17%の減額、平成17年10月からは、町長が27%、副町長、教育長は22%の減額を平成26年の3月分まで実施しました。また、議員につきましても、平成18年1月から議長が5万円の減額、副議長、議員が2万円の減額を平成27年4月29日まで実施しています。

また、議員定数の削減については、平成19年4月の上牧町議会議員選挙から定数が16名から12名に削減となっています。

会 長 現行の特別職の給料及び報酬は資料7でいうと減額前の額でいいんですか  
議長・副議長も減額前の額でいいんですね？

事務局 そのとおりでございます

#### 【資料8】令和3年決算成果に関する報告書 あなたのまちの財政状況

資料8は本町における令和3年度決算成果に関する報告書、また、県の市町村振興課が発行している令和2年度 あなたのまちの財政状況の一部抜粋したものを合わせた資料となっています。上牧町の令和3年度の財政状況について、歳入総額98億8,874万7千円から歳出総額93億0,214万9千円を引いた歳出総額差引額が5億8,659万8千円となります。そこから翌年度へ繰り越す財源額である2億3,380万円を引いた額であります実質収支額が3億5,279万8千円となり黒字決算となっております。経常収支比率というのがあり、経常収支比率とは、徴税や普通交付税（私たちの家庭でたとえますと給与にあたります）など、毎年決まって入ってくるような収入を経常的収入といい、その収入の中から人件費、扶助費、公債費といった義務的経費や、公共施設の維持管理（私たちの家庭でたとえますと食費や、医療費、光熱費、ローンの返済）など毎年固定的に支出しなければならない経費をどれだけ使われたかを示した指標が経常収支比率です。この経常収支比率が100%を超えると経費が収入を上回るということになりますので貯金などの取り崩しが必要となってきます。逆に数値

が低い方が、余裕があるということになります。令和2年度で説明させていただくと、上牧町の経常収支比率は98.2パーセントとなり、県内市町村や類似団体と比べても非常に高い数値となっています。先ほどの平成30年度の決算では黒字決算と申しましたが、今後、公債費の償還や学校適正化事業などの事業費用が増加することが予想されていますので、100%に近づく、または超えるといった非常に厳しい財政状況であるという状況です。

#### 【資料9-1】上牧町特別職の給料等の状況

資料9-1は上牧町特別職の給料等の状況であります。令和5年1月現在で載せています。町長、副町長、教育長の特別職の給料、手当、の額を一覧にまとめたものです。

給与月額欄で、給料ですが町長は82万円、副町長は69万円、教育長60万円ということになっております。地域手当につきましては、給料に対して6%の金額です。この地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に反映させるため、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給されます。国が地域を指定して、3から20%の支給率を定めております。奈良県では上牧町は6%、北葛城郡の団体についても同じ6%です。奈良市は10%です。指定されていない団体は0%となります。県内でしたら吉野郡等でしたら0%となります。

年額ということで、先ほどの月額の給与を12カ月掛けたものと、それから期末手当、いわゆるボーナスです。それを合わせた分が計の欄に年収として出てきます。町長が1,440万5,514円となっております。副町長、教育長も同様です。退職手当につきましては、奈良県市町村総合事務組合というのがございまして、組合を設立して共同で事務処理をしております。奈良県の状況では、全ての町村と葛城市と宇陀市が組合の構成市町村となっております。退職手当の計算式ですが、町長を例にすると、給料月額82万円×在職年数×100分の520ということで、組合の条例の規定で100分の520という割合を乗じることになっております。給料月額は、市町村によって異なりますけれども、在職年数掛ける100分の520(5.2倍)ということで、特別職は1期4年ですので、4年間でいくと町長の退職金のほうが1,705万6,000円ということになっております。

また副町長は、100分の330、教育長が100分の240という割合を乗じることになっております。

あと、参考といたしまして類似団体における令和4年と平成24年の給与の最高額、最低額、平均額を記載しています。類似団体というのは、資料8-1で示しています。全国の市区町村を「政令指定都市」「中核市」「特例市」「都市」「町村」に分類したうえで、さらに「都市」「町村」を人口規模、産業構造別によって

細分化しています。上牧町は、人口2万人以上の町村で、かつ2次、3次の産業構造が80%の5の2というグループに属しまして、98団体あります。資料10-1及び10-2で、その98団体の類似団体の全てを記載したものをつけさせていただきます。

#### 【資料9-2】上牧町議会議員の報酬等の状況

資料9-2は上牧町議会議員の報酬等の状況であります。令和5年1月現在で載せています。

月額欄で、報酬のほうで議長は37万円、副議長は30万円、議員28万円ということになっております。

それから真ん中の欄が年額ということで、これら月額の報酬に12カ月を掛けたものと、それから期末手当を合わせた分が計の欄に年収として出てきます。議長が609万7、600円となっております。副議長、議長も同様です。

先に説明いたしました特別職と同様に、この資料の中段が、参考といたしまして類似団体における令和4年の報酬の最高額、最低額を記載しています。

#### 【資料10-1】 全国類似団体の特別職の給料の状況

資料10-1ですが、全国の類似団体の特別職の給料の状況であります。

令和4年4月1日現在の全国類似団体における上牧町特別職の状況は、全国の類似団体98団体中、町長の給料は41番目、副町長の給料は19番目、教育長の給料は45番目、人口は87番目となっております。

#### 【資料10-2】 全国類似団体の議員の報酬の状況

資料10-2ですが、令和4年4月1日現在の全国類似団体における上牧町の議員報酬の状況は、全国の類似団体98団体中、議長の報酬は30番目、副議長の報酬は33番目、議員の報酬は33番目となっております。

#### 【資料11-1】 県内類似団体比較

資料11-1ですが、県内類似団体等の特別職の給料月額状況はどうかということをもとめています。河合町につきましては、類似団体別では同じグループではありませんが、北葛城郡ということで参考に掲載しています。

県内の類似団体の最高額はすべて田原本町という状況であります。この表の下から2行目には、県内類似団体平均とその下には全国の類似団体の平均を記載しています。

#### 【資料12】 地方公務員の給与改定の手順フロー図

資料12は地方公務員の給与改定の手順のフロー図となっております。

まず、人事院勧告とは、この資料の下の方に記載していますとおり、国家公務員については、労働基本法が制約され、給与など勤務条件の改定に自ら関与できません。そのため中立第三者機関として人事院という組織があり、人事院が公務員と民間企業の給与の水準を均衡させるため調査を行い、国会と内閣に必要な見直しを求める制度です。地方公務員については、人事委員会が置かれている団体（都道府県や指定都市、特別区等）、と人事委員会が置かれていない団体（一般の市町村）にわかれます。上牧町については人事委員会が置かれていない団体となります。

人事委員会が置かれている団体は、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合的に勘案して人事委員会が勧告を行い、国の人事院勧告の取扱いに関する閣議決定を受けて、具体的な給与改定方針が決定されます。

上牧町のように人事委員会が置かれていない団体については、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定されます。

給与改定方針に基づき関係条例の改正案を議会に上程し、改正案の成立後に公布施行となります。

上のフロー図が給与改定をする流れとなります。

参考までに、人事院の勧告、及び奈良県人事委員会の勧告を資料としてつけています。

### 【資料13】人事院勧告の実施状況

資料の9は、人事院勧告の実施状況を年別に一覧にしたものです。令和元年度までは毎年のように増額の勧告が行われていたのですが、新型コロナウイルスの影響もあり、民間の給与水準が下がったことを受け令和2年・3年は減額の勧告が行われましたが、令和4年度では民間の給与水準が上がったことを受け増額の勧告が行われたのが現状であります。

会長 ただいま説明を聞きましたが、諮問内容は町長・副町長及び教育長の給料の額に関する事項、議員に対する議員報酬の額に関する事項でございます。

このことにつきまして各委員の皆さんのご意見をお願いしたいと思います。

ご意見いただければと思います。

会長 諮問は額に関する考え方ということですので、額の引き上げや引き下げではないので、ここで額の話が決まらないという考え方でいくなれば条例の改正は必要ないですね。

事務局 そういうことになります。

会 長 条例改正が必要なら、議会に議案提出となるので早めにこの答申も作り上げる必要があるのですね。

事務局 そのとおりでございます。

委 員 提出された資料【10-1】を見ると、全体的に見てたら98団体中の41番と載ってるが、全体的に見たら特別職の額は中間ぐらいだと思います。

会 長 町の財政は今いかがですかね。  
公債費がかなり、大きなウエイトを占めてるのでしょうか。  
公社の問題は、何年までなののでしょうか。

事務局 25年度に解散しまして、いまちょうど10年目を迎えております。  
20年から25年で最終になってるんですけど、いますこし会長の方からございましたが、先程事務局から説明させてもらった資料8番の決算成果に関する報告書の12ページを見ていただきましたら経常収支比率の話事務局の方からさせていただいたかと思いますが、これが令和2年度で98.2%という中で、そのうち人件費が30.5%、公債費が22.9%を占めてるということなんです。ですので、かなり状況的には人件費と公債費がウエイトを占めています。

会 長 圧迫しているということですね。

事務局 起債の償還が公債費分も少しずつ償還もさせていただいてるので減ってはいるものの、やはり先程会長からご指摘があり、意見いただいた通り、第3セクター改革推進債の償還がまだまだ残っております。  
ですので、この分がやはり大きなウエイトを占めてるということで、次の13ページを見ていただきましたら地方債残高の収支ということで平成23年度から令和3年度ということでお示しをさせていただいているのですが、少し見ていただいたら分かる通り、まだ27億残っているところです。

会 長 最初の借り入れは40億ほどありましたよね。

事務局 ございましたね。まだまだ10年償還しただけです。  
やはり今後もまだまだ起債という部分では厳しい財政状況が続いていくのかなと思います。ただ平成22年に早期健全化団体にはなりましたが、脱却できた以降



は少しずつ基金も積めるようになっており、令和3年度財政調整基金が9億前後までなってきたので、少しずつ改善はしてるものの、まだ今後起債の償還であったり、事務局の説明にもありましたが、学校の適正化という部分で中学校の再編を現在検討中でございます。

こういった部分、大きな事業、ごみの問題で山辺の組合の方で一部ごみ処理を委託するという風にも本町も入っておりますので、そういったものの経費がやはり今後もかなりかかってくるのかなということで財政的にはかなり厳しい状態がまだ当分続くのかなという現状でございます。

会 長 財政調整基金も少なからず増えてきつつあるわけですね。

事務局 そうですね 早期財政健全化団体になったときは、財政調整基金ゼロというような状態でありました。

会 長 とても基金どころじゃないもんね。

事務局 そうですね。ただ8億か9億がそんなに多いのか少ないのかと議論になりますとまだまだ余力的にはどうなんやという、近隣の市町村でも20億、30億、財政調整基金を持っておられる市町村等もございますので、そういったところからするとまだまだこういった部分についても、災害等が起きた時のためのある程度の基金の積み立ても必要になってくるのかなと財政としては思っているところではございます。

委 員 議会議員さんのお給料は一定じゃないですか。

でも私たちから見て、もっと働いたらいいと思う人はいると思いますが。

議会への出席率とかいうのも見てても、まじめに出席されてる方もおられれば、割と欠席がちの方もおられます。ちょっと不公平かなと思うときはあります。

会 長 日常の活動というのは、我々は分かりません。やっぱり議会に出てきて活動されている部分は出席日数でとらえられるけども、それ以外の部分はなかなかやっぱり我々としたら何日働いているだろうというようなことですね。

委 員 同じような感覚は無きにしも非ずなんですけど、見てみても、議員報酬、議長・副議長込みで見てみても、98団体中の36位、37位、30位となっていて、これが妥当なものなのかどうなのかがよくわからない。

会 長 ただ議員さんもこの頃は全国的になり手がなくてだんだん増えてきてるらしいですね。魅力がないということはやっぱり報酬の金額かもわかりませんね。それと将来的な保障がない、議員年金ももうなくなってます。そういったことで全国的にはかなりなり手がなくて、それは無投票にもつながることになってきます。

会 長 先程言いましたように保障がないから、若いなり手がなくて。

委 員 まあどことも一緒なんですけどね。

会 長 だから政治離れというんですか、そういう人がだんだん選挙にしたり下がって行ってますよね。若い人があんまりいない。

会 長 町長、副町長とかの特別職は類似団体を見るしかないのでしょうか。議会議員なんかだったら全国議長会とかいうのが間にありましたでしょ。町長、副町長にはそのような物差しがなくて、近隣で決まるのでしょうか。

事務局 近隣とか全体の規模が同程度の団体と比較して、人口とかにもよると思うんですけども、財政状況とかそういったものを総合的に勘案して額を決定していくという形になります。

委 員 町の財政、これから歳入・収入とか大きく減っていくっていうことは特にないんですよね、目に見えて。微減したり、費用がたくさん思ったより要ったりということはあると思うんですけど、大きくごそっと減るっていう懸念がないと思うんですね。

これまで何年もかけて、町長さんはじめ、役場の職員の方も支出っていうのはすぐ気を使って抑えて、何年もこられて今に至ってるというところもあってこの平成26年にね、元に戻すということをされて、そこからもちろんこれをオープンにされてるんで住民さんの理解も得られてる状態だということと、特段これを報酬を減らす増やすという要因はその面ではないのかなと思うんですね。

あとは、全国的な順位として住民さんの納得性っていうのがあると思うんですね、近隣との差とか。

もし近隣よりも多かったらなんでやってなるかもしれないし、そういった両方の面からして、大きく変える必要性は見当たらないのかなと思うんですね。

ただ、今のコロナのお話も出たんですけど、コロナが終わったらもう何もないということはないと思うんですね、災害とか、あるいは何が来るかわからない。だか

ら常に収支は余裕を持った状態を常に続けていかないといけないという宿命があると思うので、そこに問題がないのであれば大きく見直す必要はないと思いますし、特別職を今の状態で見直すということは他のものも見直さないといけないということになると思うので、そういった意見がないのであれば、私は必要ないのではないかと思います。

あと、議員さんの方の報酬については、委員がおっしゃったように目に見えるものがすべてではないと思いますし、上牧町の議員さんはこういう風な役割を期待してるというある程度のものがあって、その期待に対する報酬であると思うんですね。だから、結果によって上がり下がりっていうのではなくて、みなさんが選ばれて、期待の報酬はこれですよということで設定されてると思うので、町の財政と上牧町として期待される仕事のレベルとこの金額が見合うと、住民さんが大部分の方が思っておられるのであれば、個人としては問題ないのかなと思います。

なので、今後大きくみなさん努力しないといけない要因が万が一訪れたら見直しするのはもちろんだと思うのですが、今現在それぞれの求められるお仕事、町長さんとか、副町長さんとか、あるいは教育長さん、議員さんに去年と比べて今、あるいは今後大きな負担といますか、求められることが大きく増えてるとかね、プラスしてほしいというのがないのであれば、特に変える必要はないのかなと。今お聞きした状態では、そう思いました。

会 長 ということは、現行が一番住民さんに納得してもらえそうな数字じゃないかという意見ですか。

委 員 そうですね。こういう風に時系列を見たら、ただ、私が知らないこともあると思うので、そういうのがあればおっしゃっていただいたら一緒に議論させていただきます。

会 長 まあ、それとね、やっぱりどこの家庭でも一緒ですけど、入るを量りて出ざるを為すわけですから、その都度その都度やっぱり匙加減をしていかないと何が起こるかわからないのはそれはそこまでどんどん出ざるばかりをやってたら破綻してしまいます。

役場の仕事で入るを量りて出ざるを為してもらわないといけない、それが仕事ですのですね。

その最高責任者は町長であり、そういう意味では町長の給料というのはしかるべき重みの数字だと思います。やっぱり責任持ってる仕事ですからね、重責があります。

会 長 一応これで終わらせていただいて、後日何かありましたら、こんな資料を出してほしいというのがありましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

10. その他

次回の審議会は令和5年2月28日の13時30分に開催いたします。